

令和7年9月9日  
国住心第300号  
社援保発0909第2号  
社援地発0909第3号  
障障発0909第3号  
老高発0909第1号

都道府県  
各 指定都市 担当部長 殿  
中核市

国土交通省  
住宅局安心居住推進課長  
厚生労働省  
社会・援護局保護課長  
社会・援護局地域福祉課長  
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
老健局高齢者支援課長  
( 公 印 省 略 )

### 居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）においては、住宅セーフティネット法第40条第1項に規定する居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除を推進するため、同事業の認定を受けようとする居住安定援助賃貸住宅事業者が、住宅セーフティネット法第42条第4号、第6号から第8号まで（同条第4号に該当する場合に限る。）及び第9号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）に該当するときは、その認定を受けることができないこと等を規定している。

については、居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進に関し、警察庁と協議の上、「居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進に関する合意書」（令和7年9月9日付警察庁丁組一発第486号、国住心第300号、社援保発0909第1号、社援地発0909第4号、障障発0909第2号、老高発0909第2号。以下「合意書」という。）（別添1）に基づき、下記のとおり取り組むこととしたので、その実施に遺漏なきようお願いする。また、都道府県にあっては、貴管下市町村（指定都市及び中核市を除く。）に対しても、この旨周知いただくようお願いする。

なお、本件に関しては、警察庁から警視庁組織犯罪対策部長及び各道府県警察の長等に対し、別添2「居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進について」（令和7年9月9日付警察庁丁組一発第487号）が発出されているので参考とされたい。

## 記

### 1 暴力団排除条項に係る照会等

#### (1) 誓約書の提出

住宅セーフティネット法第40条第3項並びに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省・厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和7年厚生労働省・国土交通省令第4号）による改正後の国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号）第8条第3号及び第4号において、居住安定援助賃貸住宅事業者は、居住安定援助計画の認定申請を行うときは、当該居住安定援助賃貸住宅事業者が暴力団排除条項に該当しない者であることを誓約する書面（以下「誓約書」という。）を当該計画に添付して提出しなければならないこととされている。

誓約書においては、当該居住安定援助賃貸住宅事業者の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、住所等が明らかにされていることが望ましい。

#### (2) 暴力団排除条項に係る照会

都道府県及び市町村の居住安定援助賃貸住宅事業の認定制度を主管する課（以下「認定制度主管課」という。）は、居住安定援助計画の認定申請を行っている居住安定援助賃貸住宅事業者、認定を受けた居住安定援助計画の変更に係る認定申請又は届出を行っている認定事業者その他の認定事業者及び住宅セーフティネット法第45条に基づき地位の承継の承認を申請する者（法人の場合は、その代表者及び役員並びに使用人（居住安定援助賃貸住宅事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。）を、個人の場合は、その使用人を、個人であって営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その代表者及び役員を含む。）を、建物の転貸借が行われている場合は、当該建物の所有者及び転貸人をそれぞれ含む。）（以下「居住安定援助賃貸住宅事業者等」という。）について、申請又は届出の際の窓口等における対応、地元住民の風評、従業員等からの通報その他の状況から、当該居住安定援助賃貸住宅事業者等が暴力団排除条項に該当するか否かを確認するため必要があるときは、当該認定制度主管課の所在する都道府県を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、合意書別記様式第1号及び当該居住安定援助賃貸住宅事業者等の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、住所等をエクセル形式（別記様式第1号別添。拡張子.csv）により記録した電磁的記録媒体（CD

ーR等をいう。以下同じ。)により照会するものとする。

電磁的記録媒体への記録に当たっては、別記様式第1号別添の補足説明に従うこととする。

照会の際には、照会対象者の情報は個人情報であり、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。なお、本照会に際し暴力団対策主管課長等に居住安定援助賃貸住宅事業者等の情報を提供することは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条には抵触しない旨申し添える。

(3) 認定申請を行っている居住安定援助賃貸住宅事業者が宅地建物取引業者等である場合の対応

居住安定援助計画に宅地建物取引業・住宅宿泊管理業・賃貸住宅管理業の免許証番号等の記載欄が設けられているところ、それぞれの制度において役員に暴力団員等がないことが求められている。したがって、宅地建物取引業・住宅宿泊管理業・賃貸住宅管理業のいずれかの免許証番号等の記載がある場合には、誓約書において役員の氏名等の全部又は一部の記載を省略させるとともに、照会を行わないこととしても差し支えない。

## 2 暴力団排除条項に該当した場合の対応

1の照会に対し、暴力団対策主管課長等から合意書別記様式第2号により、居住安定援助賃貸住宅事業者等が暴力団排除条項に該当する事由があると認められる旨の回答があった場合には、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 認定申請を行っている居住安定援助賃貸住宅事業者については、住宅セーフティネット法第42条に基づき、認定を行わないこととする。
- (2) 認定事業者については、住宅セーフティネット法第56条第1項に基づき、その認定を取り消す。
- (3) 社会資本整備総合交付金等による居住安定援助賃貸住宅事業の実施に要する費用に対する補助金（以下単に「補助金」という。）の交付申請については、不交付決定を行う。
- (4) 補助金の交付決定をしていた場合には、交付決定を取り消し、当該補助金の返還を求める。

上記の措置を講じる場合において、当該居住安定援助賃貸住宅事業者等が暴力団排除条項に該当すると都道府県の住宅部局が判断した根拠を問われた場合には、警察からの情報提供によるものであること及び具体的に該当するとされた条項を口頭により明らかにすることができる。

## 3 暴力団排除条項に該当する旨の通知があった場合の対応

暴力団対策主管課長等が、1(2)による照会以外で、居住安定援助賃貸住宅事業者等が暴力団排除条項に該当すると認める事実を確認した場合には、合意書別記様

式第3号により、当該事実の確認された区域を管轄する認定制度主管課長に対し、通知することとなる。当該通知があった場合の対応については、2の規定を準用する。

#### 4 暴力団員等による不正な認定及び不正受給に関する事案への対応

暴力団員等による不正な認定及び補助金の不正な受給に関する事案については、当該補助金が暴力団活動の資金源として用いられる可能性が高いことから、社会的反響も大きく、国民の信頼を揺るがしかねない。

このため、認定制度主管課においては、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力をを行い、厳正な対応を行うこととする。

#### 5 その他

本通知に基づく事項の実施に際しては、暴力団対策主管課長等と緊密に連携を取り、円滑な執行を図るとともに、職員の安全確保に懸念が生じた場合は速やかに暴力団対策主管課長等に相談することとする。

また、本通知に基づく暴力団対策主管課長等への照会の結果、居住安定援助賃貸住宅事業者等が暴力団排除条項に該当すると判明した場合には、認定制度主管課は、当該居住安定援助賃貸住宅事業者等の情報及び対処方針を、遅滞なく、国土交通省及び厚生労働省に提供することとする。(情報等提供先:hqt-anshin-kyojyu01@gxb.mlit.go.jp)

以 上

## 居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進に関する合意書

警察庁丁組一発第 486 号  
国 住 心 第 300 号  
社 援 保 発 0909 第 1 号  
社 援 地 発 0909 第 4 号  
障 障 発 0909 第 2 号  
老 高 発 0909 第 2 号  
令 和 7 年 9 月 9 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長  
鎌 谷 陽 之

国土交通省住宅局安心居住推進課長  
田 中 規 倫

厚生労働省社会・援護局保護課長  
竹 内 尚 也

社会・援護局地域福祉課長  
野 崎 伸 一

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
大 竹 雄 二

老健局高齢者支援課長  
濱 本 健 司

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）の施行に伴い、居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除を徹底するため、警察庁並びに国土交通省及び厚生労働省は、都道府県警察（以下「警察」という。）と都道府県及び市町村（※注1）の居住安定援助賃貸住宅事業の認定制度を主管する課（以下「認定制度主管課」という。）（※注2）との間での業務運用について、下記のとおり合意する。

（※注1）認定主体は、市の区域においては当該市の長、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所を設ける町村の区域においては当該町村の長、その他の区域については当該区域を管轄する都道府県知事とされている。

（※注2）認定制度主管課は、住宅部局が担う場合、福祉部局が担う場合、これらの部局が分担・共同して担う場合など各都道府県又は市町村においてそれぞれ決定される。

## 記

### 1 合意書の趣旨

認定制度主管課は、住宅セーフティネット法第40条第1項に定める居住安定援助計画の認定申請にかかる審査及び確認を行う場合その他必要がある場合は、住宅セーフティネット法第42条第4号、第6号から第8号まで（同条第4号に該当する場合に限る。）及び第9号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）に定める者を排除するため、警察に対して、当該認定申請を行っている居住安定援助賃貸住宅事業者等の暴力団排除条項該当性について照会するものとする。

警察は、認定制度主管課からの照会に対して当該居住安定援助賃貸住宅事業者等の暴力団排除条項該当性について回答するものとする。

## 2 照会の対象

照会の対象は、居住安定援助賃貸住宅事業者等、すなわち居住安定援助計画の認定申請を行っている居住安定援助賃貸住宅事業者、認定を受けた居住安定援助計画の変更に係る認定申請又は届出を行っている認定事業者その他の認定事業者及び住宅セーフティネット法第45条に基づき地位の承継の承認を申請する者とする。

この際、居住安定援助賃貸住宅事業者等が法人の場合は、その代表者及び役員並びに使用人（居住安定援助賃貸住宅事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。）を、個人の場合は、その使用人を、個人であって営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その代表者及び役員を含む。）を、建物の転貸借が行われている場合は、当該建物の所有者及び転貸人を、それぞれ含むこととする。

なお、住宅セーフティネット法第40条第4項に規定する援助実施者と住宅確保要配慮者を入居させる賃貸人とが異なる場合であって、これらの者が共同して認定申請を行うときは、同項の規定に基づき、これらの者は一の居住安定援助賃貸住宅事業者とみなされることから、当該援助実施者及び賃貸人の両方が照会対象となる。

## 3 排除の対象

- (1) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（住宅セーフティネット法第11条第1項第4号及び第42条第4号）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その代表者及び役員を含む。）が暴力団員等に該当するもの（住宅セーフティネット法第42条第6号）
- (3) 法人であって、その役員又は使用人のうちに暴力団員等に該当する者があるもの（住宅セーフティネット法第42条第7号）
- (4) 個人であって、その使用人のうちに暴力団員等に該当する者があるもの（住宅セーフティネット法第42条第8号）
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配する（※注）者（住宅セーフティネット法第42条第9号）

（※注）「事業活動を支配する」とは、

- ① 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。
- ② 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結していること。

## 4 照会及び回答の要領

### (1) 照会

認定制度主管課の長（以下「認定制度主管課長」という。）は、当該認定制度主管課が所在する都道府県を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、居住安定援助賃貸住宅事業者等の暴力団排除条項該当性の有無について文書（別記様式第1号）に加え、当該居住安定援助賃貸住宅事業者等の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別、住所等をエクセルのファイル形式（別記様式第1号別添。拡張子.csv）により記録した電磁的記録媒体（CD-R等をいう。以下同じ。）を用い、暴力団対策主管課長等に通知することにより行うものとする。

### (2) 回答

暴力団対策主管課長等は、当該居住安定援助賃貸住宅事業者等の暴力団排除条項該当性を確認し、該当性の有無について、認定制度主管課長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

なお、暴力団対策主管課長等は、暴力団排除条項該当性の確認に際して、より詳細な情報が必要となる場合は、認定制度主管課長に対し、更なる資料等の提出を求めることができるものとする。

### (3) 警察が自ら通知する場合

暴力団対策主管課長等は、4（1）による照会以外で、居住安定援助賃貸住宅事業者等が暴力団排除条項に該当する事実を確認した場合は、当該事実の確認された区域を管轄する認定制度主管課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知し、必要な措置を執ることを求めるものとする。

### (4) 当該事業者への通知

暴力団対策主管課長等から、居住安定援助賃貸住宅事業者等に排除対象に該当する事由があるとの回答・通知が行われた場合には、認定制度主管課長は、当該居住安定援助賃貸住宅事業者等に対し、その理由を付した認定拒否通知又は認定取消通知の発出その他必要な措置を執るものとする。

## 5 照会等に関する留意事項

(1) 照会担当及び通知窓口は、都道府県、市町村の認定制度主管課（住宅部局、福祉部局等）である。

(2) 暴力団対策主管課長等と認定制度主管課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手交で行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手交により難いと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

- (3) 別記様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

## 6 情報管理の徹底

暴力団対策主管課長等と認定制度主管課長は、本合意書に基づく照会等その他両者間で行われる情報交換に係る情報については、照会等手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。

## 7 連携の強化

暴力団対策主管課長等と認定制度主管課長は、照会の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除対策を推進するものとする。

## 8 保護対策

暴力団対策主管課長等は、暴力団員等による居住安定援助賃貸住宅事業への不当介入事案があった場合、積極的に事件化を検討するとともに、必要に応じて、認定制度主管課職員等関係者に対する保護対策を適切に実施するものとする。

## 9 その他

- (1) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁並びに国土交通省及び厚生労働省において、その都度協議の上、決定するものとする。
- (2) 本合意書に基づく業務の運用は、令和7年10月1日から開始するものとする。

以 上

別記様式第1号（照会）

文書番号  
令和〇年〇月〇日

暴力団対策主管課長等 殿

〇〇〇〇長  
(公印省略)

「居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進に関する合意書」に基づく  
照会について

下記の者について、「居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進に関する合意書」（令和7年9月9日付け警察庁丁組一発第486号、国住心第300号、社援保発0909第1号、社援地発0909第4号、障障発0909第2号、老高発0909第2号）に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第42条に規定する暴力団排除条項に該当するか否かについて照会します。

#### 記

- 1 照会対象者  
別添のとおり。

※ 別添を用いない場合は、  
氏名（フリガナ）、生年月日、性別、住所  
を記載し、法人の場合は、  
その法人の商号又は名称、その者の役職  
を加えて記載すること。

別記様式第2号（回答）

文書番号  
令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇長 殿

暴力団対策主管課長等  
（ 公 印 省 略 ）

「居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進に関する合意書」に基づく  
回答について

「居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進に関する合意書」（令和7年9月9日付け警察庁丁組一発第486号、国住心第300号、社援保発0909第1号、社援地発0909第4号、障障発0909第2号、老高発0909第2号。以下「本合意書」という。）に基づき、令和 年 月 日付け（文書番号）で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

※ 該当した場合

1 照会対象者

商号又は氏名、代表者、役員等

2 調査結果

上記の者は、本合意書に規定する3-〇

に該当する事由があると認められる。

その他の者は、本合意書に規定する排除対象者に該当する事由があると認められない。

※ 該当しない場合

いずれの者も本合意書に規定する排除対象者に該当する事由があると認められない。

別記様式第3号（通知）

文書番号  
令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇長 殿

暴力団対策主管課長等  
（ 公 印 省 略 ）

「居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進に関する合意書」に基づく  
通知について

下記の者については、「居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進に関する合意書」（令和7年9月9日付け警察庁丁組一発第486号、国住心第300号、社援保発0909第1号、社援地発0909第4号、障障発0909第2号、老高発0909第2号。以下「本合意書」という。）に規定する排除対象者に該当する事由があると認められるので通知します。

記

- 1 氏名（フリガナ）
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所
- 5 法人の場合にあつては、その法人の商号又は名称及びその者の役職
- 6 理由  
上記の者は、本合意書に規定する排除対象者3-〇  
に該当する事由があると認められる。
- 7 その他（※必要により記載）



## 別添

### 情報セキュリティ要件（L G W A N 利用）

#### 1 情報セキュリティインシデント発生時の措置

都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課（以下「暴力団対策主管課」という。）と地方公共団体照会担当課（以下双方を併せて「照会実施機関」という。）との間（以下「照会実施機関間」という。）で行われる暴力団員等該当性の照会に関して、情報インシデント事案が発生した場合には、双方に速報するものとする。

なお、速報を要する情報セキュリティインシデント事案は、照会実施機関間で行われる照会文書の送受信及び授受に関する

- ・ 情報流出事案
- ・ 照会文書の送受信及び授受に用いる端末（以下「照会利用端末」という。）に関する不正プログラム感染事案、不正アクセス事案、サイバー攻撃事案
- ・ 照会利用端末の不正利用事案
- ・ 個人所有の機器等の不正使用事案（照会文書を個人所有の機器等において不正に処理した事案）
- ・ その他社会的反響が大きいと予想される事案

とする。

#### 2 端末に関する情報セキュリティ要件

##### (1) 情報漏えい・不正利用対策

ア 照会利用端末は、公費で整備された端末を利用し、指定された端末以外で照会業務を行わないこと。

イ 照会利用端末は指定された場所のみで利用すること。

ウ 照会業務は、照会利用端末でのみ行い、在宅勤務時など庁舎外では行わないこと。

エ 照会利用端末は、セキュリティワイヤーによる固定等の盗難防止対策を行うこと。

オ 照会利用端末の利用者のログイン時の認証方式は、原則として生体認証とする。やむを得ずID及びパスワードを使用する場合は、強固なパスワードに必要な十分な桁数を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用すること。

パスワードを使用する場合は、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理すること。

カ 照会利用端末のオートログイン機能を無効化すること。

キ 暴力団対策主管課においては、最長で15分間照会端末を操作しない場合は、スクリーンセーバー等により端末がロックされるようにすること。

ク 照会利用端末の画面は、部外者から視認できないよう照会利用端末の設置場所に配慮すること。

ケ 照会利用端末を本人以外のユーザーアカウントで使用しないこと。

コ 照会利用端末の管理者と利用者の権限を分離すること。

サ 照会利用端末のユーザーアカウントを分離すること。

ただし、システムの運用上の制約により、やむを得ず利用者に共用アカウントを付与する必要がある場合は、利用者を特定できる仕組みを設

けた上で、共有アカウントの取扱いに関する規定を整備し、その規定に従って付与すること。

シ 照会利用端末の利用者が、情報システムを構成する機器等の改造（新たな機器等の接続、ソフトウェア追加等）を許可なく実施できないこと。

ス 照会利用端末の利用者に対し、端末画面の接写及び情報の持ち出しを禁止する規定が設けられていること。

(2) 不正プログラム対策

ア 照会利用端末には、サポートが終了している又は脆弱性が存在するバージョンのOSは利用しないこと。

イ 照会利用端末には、不正プログラム対策ソフトウェアをインストールし、定義ファイル等を常に最新の状態に保つこと。

不正プログラム対策ソフトウェアの選定にあつては、必要なセキュリティ対策を検討した上で導入する製品等を選定すること。

(3) セキュリティホール対策

照会利用端末に導入されているソフトウェアにセキュリティホールが発見されたときは、照会利用端末を管理する者（以下「システム管理者」という。）に情報共有するとともに、速やかにその影響を検討し、必要な措置を講じること。

3 電子メール利用に関する情報セキュリティ要件

(1) 照会に利用するメールアドレスは、照会実施機関間で固定し、当該メールアドレス以外で照会文書の送受信を行わないこと。

(2) 照会に利用するメールアドレスを用意し、当該メールアドレスにアクセス権を付与するなど、照会業務に従事する者以外の者が当該メールアドレスを利用することができない措置を講じること。

(3) 照会に利用するメールアドレスで、照会業務以外のメールの送受信を行わないこと。

(4) 利用するメールアドレスは、当該メールアドレスのドメイン名に行政機関であることが保証されるドメイン名を使用すること。

(5) 電子メールにより照会文書を送信する際には、送付する文書の作成者情報等、当該ファイルから付随する情報を削除するとともに、暗号化を行うなど情報漏えいを防止する対策を講じること。

また、原則として、警察から送信する照会文書は印字を禁止したPDFとすること。

(6) 照会文書にパスワードを設定して暗号化し、当該パスワードを電子メール以外の方法で伝達するなど、秘匿性を確保すること。

また、当該パスワードについては、強固なパスワードに必要な十分な桁数（英大文字・英小文字・数字を22文字程度）を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用し、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理を行い、人事異動の都度変更するなど、定期的な変更を行うこと。

(7) 電子メールにより照会文書を送信したときは、送信後直ちに端末から当該情報を消去すること。

(8) 電子メールにより照会文書を受信したときは、当該情報を確認後、直ちに受信端末から消去すること。

(9) 電子メールにより受信した照会文書を、照会利用端末として指定された端末以外に送信しないこと。

- (10) 送受信した照会文書が消去されていることを照会実施機関の上席者によって確認する体制を構築し、少なくとも月に1回以上の確認を行うこと。
- (11) 電子メールにより受信した照会文書を、定められた保存先以外に保存しないこと。  
また、受信した照会文書を、庁舎外に持ち出さないこと。
- (12) 不審な電子メールを受信した時は、開封せずにシステム管理者に連絡すること。
- (13) 電子メールのなりすましの防止策を講ずること。

#### 4 共有フォルダ利用に関する情報セキュリティ要件

- (1) 共有フォルダを用いて、照会文書の授受を行う場合は、共有フォルダに、照会文書を閲覧する権限がある者以外の者がアクセスできないようにアクセス制限を設けること。
- (2) 共有フォルダ内に蔵置する照会文書は、パスワードによる暗号化を行い閲覧を制限すること。  
パスワードは、強固なパスワードに必要な十分な桁数（英大文字・英小文字・数字を22文字程度）を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用すること。  
当該パスワードの伝達方法にあたっては、秘匿性を確保すること。  
また、当該パスワードについては、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理を行い、人事異動の都度変更するなど、定期的な変更を行うこと。
- (3) 共有フォルダ内に照会文書を蔵置する際には、蔵置する文書の作成者情報等、当該ファイルから付随する情報を削除するとともに、暗号化を行うなど情報漏えいを防止する対策を講ずること。  
また、原則として、警察が蔵置する照会文書は印字を禁止したPDFとすること。
- (4) 共有フォルダ内に蔵置した照会文書については、照会実施機関において確認後、直ちに端末から当該情報を消去すること。
- (5) 共有フォルダに蔵置した照会文書が放置されていないことを照会実施機関の上席者によって確認する体制を構築し、少なくとも月に1回以上の確認を行うこと。
- (6) 共有フォルダに蔵置した照会文書を、定められた保存先以外に保存しないこと。  
また、照会文書を庁舎外に持ち出さないこと。

#### 5 ログ管理

- (1) 暴力団対策主管課においては、利用者のログインに係るログを5年以上（ログが記録されたときから5年以上とする。）保存（電磁的記録方式による保存とする。以下同じ。）すること。  
また、地方公共団体照会担当課においては、利用者のログインに係るログを3年以上保存すること。
- (2) 照会利用端末のメール送受信、共有フォルダへのアクセス及び外部記録媒体の利用に係るログを保存すること。
- (3) (2)のログデータ及び照会文書の印字に係るログを保存すること。
- (4) (1)から(3)までのログは、システム管理者のみが閲覧可能であり、不正な消去、改ざん及び不正なアクセスがなされないように、アクセス制御を行うこと。

## 別添

### 情報セキュリティ要件（インターネット回線利用）

#### 1 情報セキュリティインシデント発生時の措置

都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課（以下「暴力団対策主管課」という。）と地方公共団体照会担当課（以下双方を併せて「照会実施機関」という。）との間（以下「照会実施機関間」という。）で行われる暴力団員等該当性の照会に関して、情報インシデント事案が発生した場合には、双方に速報するものとする。

なお、速報を要する情報セキュリティインシデント事案は、照会実施機関間で行われる照会文書の送受信に関する

- ・ 情報流出事案
- ・ 照会文書の送受信に用いる端末（以下「照会利用端末」という。）に関する不正プログラム感染事案、不正アクセス事案、サイバー攻撃事案
- ・ 照会利用端末の不正利用事案
- ・ 個人所有の機器等の不正使用事案（照会文書を個人所有の機器等において不正に処理した事案）
- ・ その他社会的反響が大きいと予想される事案

とする。

#### 2 サーバに関する情報セキュリティ要件

##### (1) ネットワーク環境

サーバを接続するネットワークと他機関のネットワークとの接続部分には、ファイアウォール等を設置し、業務上必要のない通信を遮断していること。

電子メールサーバが電子メールの不正な中継を行わないように設定されていること。

##### (2) サーバ間通信の暗号化

電子メールサーバ間にあつては、インターネットを介して通信する電子メールの盗聴及び改ざんの防止のため、次に掲げる事項を例とする電子メールに関する通信の暗号化を行うこと。

(ア) SMTPによる電子メールサーバ間の通信をTLSにより保護する。

(イ) S/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名の技術を利用する。

##### (3) 不正プログラム対策

サーバには、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定義ファイル等が常に最新の状態に保たれること。

##### (4) セキュリティホール対策

サーバに導入されているソフトウェアにセキュリティホールが発見されたときは、速やかにその影響を検討し、必要な措置を講じること。

#### 3 端末に関する情報セキュリティ要件

##### (1) 情報漏えい・不正利用対策

ア 照会利用端末は、公費で整備された端末を利用し、指定された端末以外で照会業務を行わないこと。

イ 照会利用端末は指定された場所のみで利用すること。

ウ 照会業務は、照会利用端末でのみ行い、在宅勤務時など庁舎外では行わないこと。

エ 照会利用端末は、セキュリティワイヤーによる固定等の盗難防止対策を行うこと。

オ 照会利用端末の利用者のログイン時の認証方式は、原則として生体認証とする。やむを得ずID及びパスワードを使用する場合は、強固なパスワードに必要な十分な桁数を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用すること。

パスワードを使用する場合は、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理すること。

カ 照会利用端末のオートログイン機能を無効化すること。

キ 暴力団対策主管課においては、最長で15分間照会端末を操作しない場合は、スクリーンセーバー等により端末がロックされるようにすること。

また、地方公共団体照会担当課においては、最長で30分間照会端末を操作しない場合、スクリーンセーバー等により端末がロックされるようにすること。

ク 照会利用端末の画面は、部外者から視認できないよう照会利用端末の設置場所に配慮すること。

ケ 照会利用端末を本人以外のユーザーアカウントで使用しないこと。

コ 照会利用端末の管理者と利用者の権限を分離すること。

サ 照会利用端末のユーザーアカウントを分離すること。

ただし、システムの運用上の制約により、やむを得ず利用者に共用アカウントを付与する必要がある場合は、利用者を特定できる仕組みを設けた上で、共有アカウントの取扱いに関する規定を整備し、その規定に従って付与すること。

シ 照会利用端末の利用者が、情報システムを構成する機器等の改造（新たな機器等の接続、ソフトウェア追加等）を許可なく実施できないこと。

ス 照会利用端末の利用者に対し、端末画面の接写及び情報の持ち出しを禁止する規定が設けられていること。

## (2) 不正プログラム対策

ア 照会利用端末には、サポートが終了している又は脆弱性が存在するバージョンのOSは利用しないこと。

イ 照会利用端末には、不正プログラム対策ソフトウェアをインストールし、定義ファイル等を常に最新の状態に保つこと。

不正プログラム対策ソフトウェアの選定にあつては、必要なセキュリティ対策を検討した上で導入する製品等を選定すること。

## (3) セキュリティホール対策

照会利用端末に導入されているソフトウェアにセキュリティホールが発見されたときは、照会利用端末を管理する者（以下「システム管理者」という。）に情報共有するとともに、速やかにその影響を検討し、必要な措置を講じること。

## 4 電子メール利用に関する情報セキュリティ要件

(1) 照会に利用するメールアドレスは、照会実施機関間で固定し、当該メールアドレス以外で照会文書の送受信を行わないこと。

(2) 照会に利用するメールアドレスを用意し、当該メールアドレスにアクセ

ス権を付与するなど、照会業務に従事する者以外の者が当該メールアドレスを利用することができない措置を講じること。

- (3) 照会に利用するメールアドレスで、照会業務以外のメールの送受信を行わないこと。
- (4) 利用するメールアドレスは、当該メールアドレスのドメイン名に行政機関であることが保証されるドメイン名を使用すること。
- (5) 電子メールにより照会文書を送信する際には、送付する文書の作成者情報等、当該ファイルから付随する情報を削除するとともに、暗号化を行うなど情報漏えいを防止する対策を講じること。  
また、原則として、警察から送信する照会文書は印字を禁止したPDFとすること。
- (6) 照会文書にパスワードを設定して暗号化し、当該パスワードを電子メール以外の方法で伝達するなど、秘匿性を確保すること。  
また、当該パスワードについては、強固なパスワードに必要な十分な桁数（英大文字・英小文字・数字を22文字程度）を備えた第三者に容易に推測できないパスワードを使用し、知る必要がない者に知られるような状態で放置しないよう適切に管理を行い、人事異動の都度変更するなど、定期的な変更を行うこと。
- (7) 電子メールにより照会文書を送信したときは、送信後直ちに端末から当該情報を消去すること。
- (8) 電子メールにより照会文書を受信したときは、当該情報を確認後、直ちに受信端末から消去すること。
- (9) 電子メールにより受信した照会文書を、照会利用端末として指定された端末以外に送信しないこと。
- (10) 送受信した照会文書が消去されていることを照会実施機関の上席者によって確認する体制を構築し、少なくとも月に1回以上の確認を行うこと。
- (11) 電子メールにより受信した照会文書を、定められた保存先以外に保存しないこと。  
また、受信した照会文書を、庁舎外に持ち出さないこと。
- (12) 不審な電子メールを受信した時は、開封せずにシステム管理者に連絡すること。
- (13) 電子メールのなりすましの防止策を講ずること。

## 5 インターネットを通じたファイルを送受信するためのサービス等（以下「ファイル転送サービス」という。）利用に関する情報セキュリティ要件

- (1) ファイル転送サービスを利用して、照会文書のダウンロード先を通知するメールを送信する際には、同メールのメールアドレス（以下、「通知用メールアドレス」という。）を固定するとともに、それ以外のメールアドレスを使用しないこと。
- (2) 通知用メールアドレスは、そのドメイン名が、行政機関のものであることが保証されるものであること。
- (3) ファイル転送サービスにより照会文書を送信する際には、送付する文書の作成者情報等、当該ファイルから付随する情報を削除するとともに、暗号化を行うなど情報漏えいを防止する対策を講じること。
- (4) 照会文書は、パスワードを設定して暗号化し、当該パスワードを電子メール以外の方法で伝達するなど、秘匿性を確保すること。  
また、当該パスワードについては、強固なパスワードに必要な十分な桁数（英大文字・英小文字・数字を22文字程度）を備えた第三者に容易に推測できないものを使用して適切に管理し、人事異動の都度変更するなど、定期的な変更を行うこと。

- (5) ファイル転送サービスを利用する場合は、アップロードしたファイルが一定期間後に自動的に消去される仕様となっていること。
- (6) 不必要な照会文書がアップロードされたままになっていないことを送信側の上席者によって確認する体制を構築し、少なくとも月に1回以上の確認を行うこと。
- (7) 警察がファイル転送サービスを使用する場合には、事前に警察庁に協議すること。

## 6 ログ管理

- (1) 暴力団対策主管課においては、利用者のログインに係るログを5年以上（ログが記録されたときから5年以上とする。）保存（電磁的記録方式による保存とする。以下同じ。）すること。  
また、地方公共団体照会担当課においては、利用者のログインに係るログを3年以上保存すること。
- (2) 照会利用端末のメール送受信及び外部記録媒体の利用に係るログを保存すること。
- (3) (2)のログデータ及び照会文書の印字に係るログを保存すること。
- (4) (1)から(3)までのログは、システム管理者のみが閲覧可能であり、不正な消去、改ざん及び不正なアクセスがなされないように、アクセス制御を行うこと。

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
 警視庁組織犯罪対策部長  
 各道府県警察本部長  
 各方面本部長  
 殿

警察庁丁組一発第487号  
 令和7年9月9日  
 警察庁刑事局組織犯罪対策部  
 組織犯罪対策第一課長

居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進について（通達）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）において、居住安定援助計画の認定に係る居住安定援助賃貸住宅事業者等の欠格事由に暴力団排除条項が整備され、令和7年10月1日に施行されることに伴い、警察庁においては、暴力団排除を推進するため、国土交通省及び厚生労働省と協議の上、別添1「居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進に関する合意書」のとおり合意し、令和7年10月1日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察において事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本件に関しては、国土交通省住宅局安心居住推進課長等から別添2「居住安定援助賃貸住宅事業からの暴力団排除の推進について」（令和7年9月9日付け国住心第300号、社援保発0909第2号、社援地発0909第3号、障障発0909第3号、老高発0909第1号）が発出されているので、参考とされたい。

## 記

### 1 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が暴力団員等に該当するもの
- (3) 法人であって、その役員又は使用人のうちに暴力団員等に該当する者があるもの
- (4) 個人であって、その使用人のうちに暴力団員等に該当する者があるもの
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

### 2 都道府県警察の対応

#### (1) 照会に対する回答

ア 居住安定援助計画の認定申請にかかる審査及び確認を行う場合その他必要がある場合、当該認定を受けようとする居住安定援助賃貸住宅事業者、認定を受けた居住安定援助賃貸住宅事業者又は地位の承継の承認を申請する者（以下「申請者等」と

いう。)が1の排除対象者に該当するか否かについて、当該認定を主管する都道府県及び市町村の課(以下「認定制度主管課」という。)の長(以下「認定制度主管課長」という。)から認定制度主管課の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長(以下「暴力団対策主管課長等」という。)に対し、文書(別添合意書別記様式第1号)により照会が行われる。

イ 照会を受けた暴力団対策主管課長等は、当該申請者等が1の排除対象者に該当するか否かについて確認し、該当の有無について、認定制度主管課長に対し、速やかに文書(別添合意書別記様式第2号)により回答すること。

## (2) 通知

暴力団対策主管課長等は、2(1)による照会以外で、認定を受けた居住安定援助賃貸住宅事業者等が1の排除対象者に該当すると認められる事実を確認した場合は、当該事実の確認された区域を管轄する都道府県又は市町村の認定制度主管課長に対し、合意書別記様式第3号により速やかに通知すること。

## 3 保護対策

暴力団対策主管課長等は、認定制度主管課の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言及び指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講ずること。